

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良市長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和六年十一月十五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（数値地形図データ作成）

二 測量の地域 奈良市

三 測量の期間 令和六年十月七日から令和七年二月二十八日まで